議案第39号

専決処分の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成29年6月8日

三朝町長 吉 田 秀 光

専決第5号

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、三朝町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成29年3月31日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例(昭和45年三朝町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「移動条項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(「移動後条項等」という。)が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等(以下「削除条項等」という。)を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分

が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

(所得割の課税標準)

第33条 略

2及び3 略

- 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得 が生じた年の翌年の4月1日の属する年 度分の特定配当等申告書(町民税の納税 通知書が送達される時までに提出された 次に掲げる申告書をいう。以下この項に おいて同じ。) に特定配当等に係る所得 の明細に関する事項その他施行規則に定 める事項の記載があるとき(特定配当等 申告書にその記載がないことについてや むを得ない理由があると町長が認めると きを含む。) は、当該特定配当等に係る 所得の金額については、適用しない。た だし、第1号に掲げる申告書及び第2号 に掲げる申告書がいずれも提出された場 合におけるこれらの申告書に記載された 事項その他の事情を勘案して、この項の 規定を適用しないことが適当であると町 長が認めるときは、この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申 告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確定 申告書(同項の規定により前号に掲げ る申告書が提出されたものとみなされ る場合における当該確定申告書に限 る。)
- 5 略
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(町民税の納税通知書が送達

(所得割の課税標準)

第33条 略

2及び3 略

4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

- 5 略
- 6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の<u>第36条の2第1項の</u>規定による申告書(その提出期限後にお

される時までに提出された次に掲げる申 告書をいう。以下この項において同じ。) に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の 明細に関する事項その他施行規則に定め る事項の記載があるとき(特定株式等譲 渡所得金額申告書にその記載がないこと についてやむを得ない理由があると町長 が認めるときを含む。)は、当該特定株 式等譲渡所得金額に係る所得の金額につ いては、適用しない。ただし、第1号に 掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書 がいずれも提出された場合におけるこれ らの申告書に記載された事項その他の事 情を勘案して、この項の規定を適用しな いことが適当であると町長が認めるとき は、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申 告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定 申告書(同項の規定により前号に掲げ る申告書が提出されたものとみなされ る場合における当該確定申告書に限 る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33</u> <u>条第4項に規定する特定配当等申告書</u>に 記載した特定配当等に係る所得の金額の 計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により 配当割額を課された場合又は<u>同条第6項</u> に規定する特定株式等譲渡所得金額申告 書に記載した特定株式等譲渡所得金額に 係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について<u>同節第6</u> <u>款</u>の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該 株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて いて町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控 除)

第34条の9 所得割の納税義務者が、<u>第33</u> <u>条第4項の申告書</u>に記載した特定配当等 に係る所得の金額の計算の基礎となった 特定配当等の額について法第2章第1節 第5款の規定により配当割額を課された 場合又は<u>同条第6項の申告書</u>に記載した 特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金 額の計算の基礎となった特定株式等譲渡 所得金額について<u>法第2章第1節第6款</u> の規定により株式等譲渡所得割額を課さ れた場合には、当該配当割額又は当該株 式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得 た金額を、第34条の3及び前3条の規定 得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

(法人の町民税の申告納付)

- 第48条 町民税を申告納付する義務がある 法人は、法第321条の8第1項、第2項、 第4項、第19項、第22項及び第23項の規 定による申告書を、同条第1項、第2項、 第4項、第19項及び第23項の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定による納 期限までに、同条第22項の申告納付にあ っては遅滞なく町長に提出し、及びその 申告に係る税金又は同条第1項後段及び 第3項の規定により提出があったものと みなされる申告書に係る税金を施行規則 第22号の4様式による納付書により納付 しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務 所若しくは事業所を有する法人又は外国 法人が、外国の法人税等を課された<u>場合</u> には、法第321条の8第24項及び令第48 条の13に規定するところにより、控除す べき額を前項の規定により申告納付すべ き法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限)に提出されたときは、当該提出期限

を適用した場合の所得割の額から控除する。

2及び3 略

(法人の町民税の申告納付)

- 第48条 町民税を申告納付する義務がある 法人は、法第321条の8第1項、第2項、 第4項、第19項、第22項及び第23項の規 定による申告書を、同条第1項、第2項、 第4項、第19項及び第23項の申告納付に あってはそれぞれこれらの規定による納 期限までに、同条第22項の申告納付にあ っては遅滞なく町長に提出し、及びその 申告に係る税金又は同条第1項後段及び 第3項の規定によって提出があったもの とみなされる申告書に係る税金を施行規 則第22号の4様式による<u>納付書によって</u> 納付しなければならない。
- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務 所若しくは事業所を有する法人又は外国 法人が、外国の法人税等を課された<u>場合</u> <u>においては</u>、法第321条の8第24項及び令 第48条の13に規定するところにより、控 除すべき額を前項の規定により申告納付 すべき法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその

までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による<u>納付書に</u>より納付しなければならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8 第22項に規定する申告書(以下この項に おいて「修正申告書」という。)の提出 があったとき(当該修正申告書に係る町 民税について同条第1項、第2項、第4 項又は第19項に規定する申告書(以下こ の項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告 書の提出により納付すべき税額を減少さ せる更正(これに類するものを含む。以 下この項において「減額更正」という。) があった後に、当該修正申告書が提出さ れたときに限る。) は、当該修正申告書 の提出により納付すべき税額(当該当初 申告書に係る税額(還付金の額に相当す る税額を含む。) に達するまでの部分に 相当する税額に限る。) については、前 項の規定にかかわらず、次に掲げる期間 (詐偽その他不正の行為により町民税を 免れた法人が法第321条の11第1項又は 第3項の規定による更正があるべきこと を予知して提出した修正申告書に係る町 民税又は令第48条の16の2第3項に規定 する町民税にあっては、第1号に掲げる 期間に限る。) を延滞金の計算の基礎と なる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の 6第1項の規定により法人税に係る申告 書を提出する義務がある法人で同法第75 条の2第1項(同法第144条の8において 準用する場合を含む。以下この項及び第 期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による<u>納付書によって</u>納付しなければならない。

4 略

5 第3項の場合において、法第321条の8 第22項に規定する申告書(以下この項に おいて「修正申告書」という。)の提出 があったとき(当該修正申告書に係る町 民税について同条第1項、第2項、第4 項又は第19項に規定する申告書(以下こ の項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告 書の提出により納付すべき税額を減少さ せる更正(これに類するものを含む。以 下この項において「減額更正」という。) があった後に、当該修正申告書が提出さ れたときに限る。) は、当該修正申告書 の提出により納付すべき税額(当該当初 申告書に係る税額(還付金の額に相当す る税額を含む。) に達するまでの部分に 相当する税額に限る。) については、次 に掲げる期間(詐偽その他不正の行為に より町民税を免れた法人が法第321条の 11第1項又は第3項の規定による更正が あるべきことを予知して提出した修正申 告書に係る町民税又は令第48条の16の2 第3項に規定する町民税にあっては、第 1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の 計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

6 法人税法第74条第1項又は第144条の 6第1項の<u>規定によって</u>法人税に係る申 告書を提出する義務がある法人で同法第 75条の2第1項(同法第144条の8におい て準用する場合を含む。以下この項及び 52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法<u>第75</u>条の2第9項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法<u>第75条の2第9項</u>の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として第定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によ

り法人税に係る申告書を提出する義務が ある法人で同法第81条の24第1項の規定 の適用を受けているものが、同条第4項 の規定の適用を受ける場合には、当該法 人及び当該法人との間に連結完全支配関 係(同法第2条第12号の7の7に規定す る連結完全支配関係をいう。第50条第3 項及び第52条第2項において同じ。)が ある連結子法人(同法第2条第12号の7 に規定する連結子法人をいう。第50条第 3項及び第52条第2項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規 定する連結申告法人をいう。第52条第2 項において同じ。)に限る。)について は、同法第81条の24第4項の規定の適用 に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第321条の8第4項に規定する連結 法人税額をいう。以下この項及び第52条 第2項において同じ。)の課税標準の算 定期間(当該法人の連結事業年度に該当 する期間に限る。第52条第2項において 同じ。) に限り、当該連結法人税額に係 る個別帰属法人税額を課税標準として算 定した法人税割額及びこれと併せて納付 すべき均等割額については、当該連結法 第52条第1項において同じ。)の規定の 適用を受けているものについて、同法<u>第</u>75条の2第7項(同法第144条の8におい て準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合に は、同法<u>第75条の2第7項</u>の規定の規定の は、同法<u>第75条の2第7項</u>の規定の に係る当該申告書に係る法人税額にの 課税標準として算定した法人税割額及び には、当該法人税額について同条第1項 の規定の適用がないものとみなして、 の規定の適用がないものとみなして、第 18条の2の規定を適用することができる。

7 法人税法第81条の22第1項の規定によ って法人税に係る申告書を提出する義務 がある法人で同法第81条の24第1項の規 定の適用を受けているものが、同条第4 項の規定の適用を受ける場合には、当該 法人及び当該法人との間に連結完全支配 関係(同法第2条第12号の7の7に規定 する連結完全支配関係をいう。第50条第 3項及び第52条第2項において同じ。) がある連結子法人(同法第2条第12号の 7に規定する連結子法人をいう。第50条 第3項及び第52条第2項において同じ。) (連結申告法人(同法第2条第16号に規 定する連結申告法人をいう。第52条第2 項において同じ。)に限る。)について は、同法第81条の24第4項の規定の適用 に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第321条の8第4項に規定する連結 法人税額をいう。以下この項及び第52条 第2項において同じ。)の課税標準の算 定期間(当該法人の連結事業年度に該当 する期間に限る。第52条第2項において 同じ。) に限り、当該連結法人税額に係 る個別帰属法人税額を課税標準として算 定した法人税割額及びこれと併せて納付 すべき均等割額については、当該連結法 人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手 続)

- 第50条 法人の町民税の納税者は、法第321 条の12の規定に基づく納付の告知を受け た<u>場合には</u>、当該不足税額を当該通知書 の指定する期限までに、施行規則第22号 の4様式による<u>納付書により</u>納付しなけ ればならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)のといる。第4項第1号において同じ。)のおがらがいるでの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、納付すべき税 額を増加させる更正(これに類するもの を含む。以下この項において「増額更正」 という。)があったとき(当該増額更正 に係る町民税について法第321条の8第 1項、第2項、第4項又は第19項に規定 する申告書(以下この項において「当初 申告書」という。)が提出されており、 かつ、当該当初申告書の提出により納付 すべき税額を減少させる更正(これに類 人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続)

- 第50条 法人の町民税の納税者は、法第321 条の12の規定に基づく納付の告知を受け た<u>場合においては</u>、当該不足税額を当該 通知書の指定する期限までに、施行規則 第22号の4様式による<u>納付書によって</u>納 付しなければならない。
- 2 前項の場合においては、その不足税額 に法第321条の8第1項、第2項、第4項 又は第19項の納期限(同条第23項の申告 納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第 4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 略

4 第2項の場合において、法第321条の8 第22項に規定する申告書(以下この項に おいて「修正申告書」という。)の提出 があったとき(当該修正申告書に係る町 民税について同条第1項、第2項、第4 項又は第19項に規定する申告書(以下こ の項において「当初申告書」という。) が提出されており、かつ、当該当初申告 書の提出により納付すべき税額を減少さ せる更正(これに類するものを含む。以 するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があったときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該増額更正により納付すべき税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでのは当する税額に限る。)については掲げる期間(許偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から当該増額更正の通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出した日文は法人税に係る更正に係るものにあっては、当該修正申告書を提出した日文は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

 $2 \sim 7$ 略

8 法第349条の3<u>及び第349条の3の4から第349条の5まで</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の 課税標準は、前各項の規定にかかわらず、 下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該<u>修正申告書が提出された</u>ときに限る。)は、当該<u>修正申告書</u>の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(許偽その他不正の行為により町民税を免れた法人<u>が提出した修正申告書に係る</u>町民税又は令<u>第48条の15の</u>5第3項に規定する町民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 略

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(固定資産税の課税標準)

第61条 略

 $2 \sim 7$ 略

8 法第349条の3<u>、第349条の4又は法第349条の5</u>の規定の適用を受ける固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前各項の規定にかかわらず、法第349

法第349条の3<u>及び第349条の3の4から</u> 第349条の5までに定める額とする。

9及び10 略

<u>(法第349条の3第28項等の条例で定める</u> 割合)

- 第61条の2 法第349条の3第28項に規定 する条例で定める割合は、2分の1とす る。
- 2 <u>法第349条の3第29項に規定する条例</u> で定める割合は、2分の1とする。
- 3 法第349条の3第30項に規定する条例 で定める割合は、2分の1とする。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条 の3の2第4項及び第5項の規定による補 正の方法の申出)

第63条の2 施行規則<u>第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項</u>の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに 各区分所有者の家屋に係る建物の区分 所有等に関する法律第14条第1項から 第3項までの規定による割合

(4) 略

2 略

(<u>法第352条の2第5項及び第6項の規定</u> による固定資産税額の按分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定 による同条第1項第1号に掲げる要件に 該当する同項に規定する共用土地で同項 条の3<u>第349条の4又は法第349条の5</u> に定める額とする。

9及び10 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による 補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則<u>第15条の3第2項</u>の 規定による補正の方法の申出は、当該家 屋に係る区分所有者の代表者が、毎年1 月31日までに次の各号に掲げる事項を記 載した申出書を町長に提出して行わなけ ればならない。

(1)及び(2) 略

(3) 区分所有者の住所及び氏名並びに 各区分所有者の家屋<u>の区分所有者全員</u> <u>の共有に属する共用部分</u>に係る建物の 区分所有等に関する法律第14条第1項 から第3項までの規定による割合

(4) 略

2 略

(法第352条の2第5項及び第6項の規定 による固定資産税額のあん分の申出)

第63条の3 法第352条の2第5項の規定 による同条第1項第1号に掲げる要件に 該当する同項に規定する共用土地で同項 第2号に掲げる要件に該当しないものに 係る固定資産税額の<u>按分</u>の申出は、同項 に規定する共用土地納税義務者の代表者 が毎年1月31日までに次の各号に掲げる 事項を記載した申出書を町長に提出して 行わなければならない。

$(1)\sim(4)$ 略

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 2 法第352条の2第6項に規定する特定 被災共用土地(以下この項及び次項にお いて「特定被災共用土地」という。)に 係る固定資産税額の按分の申出は、同条 第6項に規定する特定被災共用土地納税 義務者(第5号及び第4項において「特 定被災共用土地納税義務者」という。) の代表者が法第349条の3の3第1項に 規定する被災年度(第3号及び第74条の 2において「被災年度」という。)の翌 年度又は翌々年度(法第349条の3の3第 1項に規定する避難の指示等(第74条の 2において「避難の指示等」という。) が行われた場合において、法第349条の3 の3第1項に規定する避難等解除日(以 下この項及び第74条の2において「避難 等解除日」という。) の属する年が法第 349条の3の3第1項に規定する被災年 (第74条の2において「被災年」という。) の翌年以後の年であるときは、当該被災 年度の翌年度から避難等解除日の属する 年の1月1日から起算して3年を経過す る日を賦課期日とする年度までの各年度 とし、法第349条の3の3第1項に規定す る被災市街地復興推進地域 (第74条の2 において「被災市街地復興推進地域」と いう。) が定められた場合(避難の指示 等が行われた場合において、避難等解除

第2号に掲げる要件に該当しないものに 係る固定資産税額の<u>あん分</u>の申出は、同 項に規定する共用土地納税義務者の代表 者が毎年1月31日までに次の各号に掲げ る事項を記載した申出書を町長に提出し て行わなければならない。

$(1)\sim(4)$ 略

- (5) 法第352条の2第1項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に 準じて定めた割合及び当該割合の算定 方法
- 法第352条の2第6項に規定する特定 被災共用土地(以下この項及び次項にお いて「特定被災共用土地」という。)に 係る固定資産税額のあん分の申出は、同 条第6項に規定する特定被災共用土地納 税義務者(第5号及び第4項において「特 定被災共用土地納税義務者」という。) の代表者が法第349条の3の3第1項に 規定する被災年度(第3号及び第74条の 2において「被災年度」という。)の翌 年度又は翌々年度(法第349条の3の3第 1項に規定する避難の指示等(第74条の 2において「避難の指示等」という。) が行われた場合において、法第349条の3 の3第1項に規定する避難等解除日(以 下この項及び第74条の2において「避難 等解除日」という。) の属する年が法第 349条の3の3第1項に規定する被災年 (第74条の2において「被災年」という。) の翌年以後の年であるときは、当該被災 年度の翌年度から避難等解除日の属する 年の1月1日以後3年を経過する日を賦 課期日とする年度までの各年度) の初日 の属する年の1月31日までに次の各号に 掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲 げる事実を証する書類を添付した申出書 を町長に提出して行わなければならな 11

日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

$(1)\sim(5)$ 略

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>按分する</u>場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 3 法第352条の2第7項の規定により特定被災共用土地とみなされた法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等に係る固定資産税額の按分の申出るるで接分の申出るるででは、前項中「同条第6項」と、「特定はののでは、前項の規定によりでは、「特定を支援を表別では、「特定を支援を表別では、「特定を支援を表別では、「特定を支援を表別では、「特定を支援を表別では、「特定を支援を表別であるのは、「特定を支援を表別であるのは、「大項に規定するものは、「大項に規定するものは、「大項に規定するものは、「大項に規定するものは、「大項に規定するものは、「大項に規定するものは、「大項に規定するものは、「大項に規定するものは、「大項に規定するものは、「大項に規定するもの。」と、「大項に規定するものは、「大項に規定するもの。」と、「大項に規定するもの。

4 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けよう

$(1)\sim(5)$ 略

- (6) 法第352条の2第3項の規定により<u>あん分する</u>場合に用いられる割合に 準じて定めた割合及び当該割合の算定 方法

4 略

(被災住宅用地の申告)

第74条の2 法第349条の3の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けよう

とする者は、被災年度の翌年度又は翌々 年度(避難の指示等が行われた場合にお いて、避難等解除日の属する年が被災年 の翌年以後の年であるときは、当該被災 年度の翌年度から避難等解除日の属する 年の1月1日から起算して3年を経過す る日を賦課期日とする年度までの各年度 とし、被災市街地復興推進地域が定めら れた場合には、当該被災年度の翌年度か ら被災年の1月1日から起算して4年を 経過する日を賦課期日とする年度までの 各年度とする。)の初日の属する年の1 月31日までに次に掲げる事項を記載し、 かつ、第4号に掲げる事実を証する書類 を添付した申告書を町長に提出しなけれ ばならない。

$(1)\sim(6)$ 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度分又は翌々年度分(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。)の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲 等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得につ

とする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年度から避難等解除日の属する年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

$(1)\sim(6)$ 略

2 法第349条の3の3第1項の規定の適 用を受ける土地に係る被災年度の翌年度 分又は翌々年度分(避難の指示等が行わ れた場合において、避難等解除日の属す る年が被災年の翌年以後の年であるとき は、当該被災年度の翌年度から避難等解 除日の属する年の1月1日以後3年を経 過する日を賦課期日とする年度までの各 年度分)の固定資産税については、前条 の規定は、適用しない。

附則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲 等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得につ

いて第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配 個者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶 者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの 各年度分の個人の町民税に限り、法附則 第6条第4項に規定する場合において、 第36条の2第1項の規定による申告書 (その提出期限後において町民税の納税 通知書が送達される時までに提出された もの及びその時までに提出された第36条 の3第1項の確定申告書を含む。次項に おいて同じ。) に肉用牛の売却に係る租 税特別措置法第25条第1項に規定する事 業所得の明細に関する事項の記載がある とき(これらの申告書にその記載がない ことについてやむを得ない理由があると 町長が認めるときを含む。次項において 同じ。)は、当該事業所得に係る町民税 の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条<u>から第15条の3の2</u> <u>まで</u>の規定の適用がある各年度分の固定 資産税に限り、第61条第8項中「又は法 第349条の5」とあるのは<u>、「若しくは</u>法 第349条の5又は法附則第15条<u>から第15</u> 条の3の2まで」とする。 いて第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2及び3 略

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民 税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成30年度までの 各年度分の個人の町民税に限り、法附則 第6条第4項に規定する場合において、 第36条の2第1項の規定による申告書 (その提出期限後において町民税の納税 通知書が送達される時までに提出された もの及びその時までに提出された第36条 の3第1項の確定申告書を含む。次項に おいて同じ。) に肉用牛の売却に係る租 税特別措置法第25条第1項に規定する事 業所得の明細に関する事項の記載がある とき(これらの申告書にその記載がない ことについてやむを得ない理由があると 町長が認めるときを含む。次項において 同じ。)は、当該事業所得に係る町民税 の所得割の額を免除する。

2及び3 略

(読替規定)

第10条 法附則第15条<u>、第15条の2又は第15条の3</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は法第349条の5」とあるのは<u>「若しくは</u>法第349条の5又は法附則第15条<u>、第15条の2若しくは第15条の3</u>」とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第10条の2 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の 住宅について、これらの規定の適用を受 けようとする者は、当該年度の初日の属 する年の1月31日までに次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条</u> 第3項に規定する書類を添付して町長に 提出しなければならない。

$(1)\sim(4)$ 略

3 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号口に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

$(1)\sim(3)$ 略

4 法<u>附則第15条の8第5項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第12条第24項において準用する</u>同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の 規定の適用を受けようとする者がすべき申 告)

第10条の2 略

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の 住宅について、これらの規定の適用を受 けようとする者は、当該年度の初日の属 する年の1月31日までに次に掲げる事項 を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条</u> 第2項に規定する書類を添付して町長に 提出しなければならない。

$(1)\sim(4)$ 略

3 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

4 法<u>附則第15条の8第3項</u>の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令<u>附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される</u>同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

$(1)\sim(6)$ 略

6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居 住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居 住改修専有部分について、これらの規定 の適用を受けようとする者は、同条第4 項に規定する居住安全改修工事が完了し た3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第9項各 号に掲げる書類を添付して町長に提出し なければならない。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 令<u>附則第12条第30項</u>に掲げる者に 該当する者の住所、氏名及び当該者が 同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並 びに令<u>附則第12条第31項</u>に規定する補 助金等、居宅介護住宅改修費及び介護 予防住宅改修費

(7) 略

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止 改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改 修専有部分について、これらの規定の適 用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第10 項各号に掲げる書類を添付して町長に提 出しなければならない。 5 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令<u>附則第12条第24項</u>に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

$(1)\sim(6)$ 略

6 法附則第15条の9第4項の高齢者等居 住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居 住改修専有部分について、これらの規定 の適用を受けようとする者は、同条第4 項に規定する居住安全改修工事が完了し た3月以内に、次に掲げる事項を記載し た申告書に施行規則附則第7条第8項各 号に掲げる書類を添付して町長に提出し なければならない。

$(1)\sim(3)$ 略

(4) 令<u>附則第12条第28項</u>に掲げる者に 該当する者の住所、氏名及び当該者が 同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令<u>附則第12条第29項</u>に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

7 法附則第15条の9第9項の熱損失防止 改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改 修専有部分について、これらの規定の適 用を受けようとする者は、同条第9項に 規定する熱損失防止改修工事が完了した 日から3月以内に、次に掲げる事項を記 載した申告書に施行規則附則第7条第9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提 出しなければならない。

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 及び令<u>附則第12条第38項</u>に規定する補 助金等
- (6) 略
- 8 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称 及び個人番号又は法人番号 (個人番号 又は法人番号を有しない者にあって は、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を 経過した後に申告書を提出する場合に は、3月以内に提出することができな かった理由
- 9 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称 及び個人番号又は法人番号(個人番号

- $(1)\sim(4)$ 略
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 及び令<u>附則第12条第36項</u>に規定する補 助金等
- (6) 略

<u>又は法人番号を有しない者にあって</u> は、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床 面積及び人の居住の用に供する部分の 床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年 月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用 及び令附則第12条第38項に規定する補 助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由
- 10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 施行規則<u>附則第7条第14項</u>に規定 する補助の算定の基礎となった当該耐 震基準適合家屋に係る耐震改修に要し た費用
- (6) 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

8 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

 $(1)\sim(4)$ 略

- (5) 施行規則<u>附則第7条第11項</u>に規定 する補助の算定の基礎となった当該耐 震基準適合家屋に係る耐震改修に要し た費用
- (6) 略

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 略

2 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる者に限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

略

4 略

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号 に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号 に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第 82条の規定の適用については、当該軽自 動車が平成29年4月1日から平成30年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税 に限り、当該軽自動車が平成30年4月1 日から平成31年3月31日までの間に初回 車両番号指定を受けた場合には平成31年 度分の軽自動車税に限り、第3項の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に

2 略

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる者に限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

4 略

掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲 げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号 に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句とする。

第16条の2 削除

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

- 第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。
- 2 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認

定等を受けたことを事由として国土交通 大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り 消したことによるものであるときは、当 該申請をした者又はその一般承継人を賦 課期日現在における当該不足額に係る三 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、 軽自動車税に関する規定(第87条及び第 88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定の適用がある場合における 納付すべき軽自動車税の額は、同項の不 足額に、これに100分の10の割合を乗じて 計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る町民 税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8条の4第2項に規定する特定上場株式 等の配当等(以下この項において「特定 上場株式等の配当等」という。)に係る 配当所得に係る部分は、町民税の所得割 の納税義務者が当該特定上場株式等の配 当等の支払を受けるべき年の翌年の4月 1日の属する年度分の町民税について 定上場株式等の配当等に係る配当所得に つき前項の規定の適用を受けようとする 旨の記載のある第33条第4項に規定する 特定配当等申告書を提出した場合<u>(次に</u> 掲げる場合を除く。)に限り適用するも のとし、町民税の所得割の納税義務者が (上場株式等に係る配当所得等に係る町民 税の課税の特例)

第16条の3 略

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8条の4第2項に規定する特定上場株式 等の配当等(以下この項において「に係る 上場株式等の配当等」という。)に係る 配当所得に係る部分は、町民税のの所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当を 当等の支払を受けるべき年の翌年の4月 1日の属する年度分の町民税につて特 定上場株式等の配当等に係る配当所得に つき前項の規定の適用を受けようと 目の記載のある第33条第4項に規定する 自の記載のある第33条第4項に規定する 自の記載のある第36年限り適用する 時告書を提出した場合に限り適用するが 前年中に支払を受けるべき特定上場株式 前年中に支払を受けるべき特定上場株式 等の配当等に係る配当所得について<u>同条</u> 第1項及び第2項並びに第34条の3の規 定の適用を受けた場合には、当該納税義 務者が前年中に支払を受けるべき他の特 定上場株式等の配当等に係る配当所得に ついて、前項の規定は、適用しない。

- (1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第33条第4項第1号に掲げる申告 書及び同項第2号に掲げる申告書がい ずれも提出された場合におけるこれら の申告書に記載された事項その他の事 情を勘案して、前項の規定を適用しな いことが適当であると町長が認めると き。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の 課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度ま での各年度分の個人の町民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の起因となる土地等 (租税特別措置法第31条第1項に規定す る土地等をいう。以下この条において同 じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をい う。以下この条において同じ。)をした 場合において、当該譲渡が優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第1項 に規定する優良住宅地等のための譲渡を いう。)に該当するときにおける前条第 1項に規定する譲渡所得(次条の規定の 適用を受ける譲渡所得を除く。次項にお いて同じ。) に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する町民税の所得割の額 は、前条第1項の規定にかかわらず、次 の各号に掲げる場合の区分に応じ<u>、当該</u> 等の配当等に係る配当所得について<u>第33</u>条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の 課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成29年度ま での各年度分の個人の町民税に限り、所 得割の納税義務者が前年中に前条第1項 に規定する譲渡所得の起因となる土地等 (租税特別措置法第31条第1項に規定す る土地等をいう。以下この条において同 じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をい う。以下この条において同じ。)をした 場合において、当該譲渡が優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第4項 に規定する優良住宅地等のための譲渡を いう。)に該当するときにおける前条第 1項に規定する譲渡所得(次条の規定の 適用を受ける譲渡所得を除く。以下この 条において同じ。) に係る課税長期譲渡 所得金額に対して課する町民税の所得割 の額は、同項の規定にかかわらず、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ<u>当該各号</u> <u>各号</u>に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32 年度までの各年度分の個人の町民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条 第1項に規定する譲渡所得の起因となる 土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための 譲渡(法附則第34条の2第5項に規定す る確定優良住宅地等予定地のための譲渡 をいう。以下この項において同じ。) に 該当するときにおける前条第1項に規定 する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する町民税の所得割につい て準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第10項の規定に該 当することとなるときは、当該譲渡は確 定優良住宅地等予定地のための譲渡では なかったものとみなす。

3 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(町民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他

に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成29 年度までの各年度分の個人の町民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条 第1項に規定する譲渡所得の起因となる 土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための 譲渡(法附則第34条の2第5項に規定す る確定優良住宅地等予定地のための譲渡 をいう。以下この項において同じ。)に 該当するときにおける前条第1項に規定 する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金 額に対して課する町民税の所得割につい て準用する。この場合において、当該譲 渡が法附則第34条の2第9項の規定に該 当することとなる場合においては、当該 譲渡は確定優良住宅地等予定地のための 譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の2 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると時長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申 告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定 申告書(同項の規定により前号に掲げ る申告書が提出されたものとみなされ る場合における当該確定申告書に限 る。)

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 略

2及び3 略

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に 係る所得が生じた年の翌年の4月1日の 属する年度分の条約適用配当等申告書 (町民税の納税通知書が送達される時ま でに提出された次に掲げる申告書をい う。以下この項において同じ。) に前項 後段の規定の適用を受けようとする旨の 記載があるとき(条約適用配当等申告書 にその記載がないことについてやむを得 ない理由があると町長が認めるときを含 む。)に限り、適用する。ただし、第1 号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申 告書がいずれも提出された場合における これらの申告書に記載された事項その他 の事情を勘案して、同項後段の規定を適 用しないことが適当であると町長が認め るときは、この限りでない。
 - (1) 第36条の2第1項の規定による申 告書
 - (2) 第36条の3第1項に規定する確定 申告書(同項の規定により前号に掲げ る申告書が提出されたものとみなされ る場合における当該確定申告書に限

5 略

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例)

第20条の3 略

2及び3 略

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 略

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2 第1項の規定の適用がある場合(第3項 後段の規定の適用がある場合を除く。) における第34条の9の規定の適用につい ては、同条第1項中「又は同条第6項」 とあるのは「若しくは附則第20条の3第 3項前段に規定する条約適用配当等(以 下「条約適用配当等」という。) に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の同条第4項に規定する条約適 用配当等申告書にこの項の規定の適用を 受けようとする旨及び当該条約適用配当 等に係る所得の明細に関する事項の記載 がある場合(条約適用配当等申告書にこ れらの記載がないことについてやむを得 ない理由があると町長が認めるときを含 む。) であって、当該条約適用配当等に 係る所得の金額の計算の基礎となった条 約適用配当等の額について租税条約等の 実施に伴う所得税法、法人税法及び地方 税法の特例等に関する法律(昭和44年法 律第46号。以下「租税条約等実施特例法」 という。)第3条の2の2第1項の規定 及び法第2章第1節第5款の規定により 配当割額を課されたとき、又は第33条第 6項 と、同条第3項中「法第37条の4」 とあるのは「租税条約等実施特例法第3 条の2の2第9項の規定により読み替え て適用される法第37条の4」とする。

5 略

租税条約等実施特例法第3条の2の2 第1項の規定の適用がある場合(第3項 後段の規定の適用がある場合を除く。) における第34条の9の規定の適用につい ては、同条第1項中「又は同条第6項」 とあるのは「若しくは附則第20条の3第 3項前段に規定する条約適用配当等(以 下「条約適用配当等」という。)に係る 所得が生じた年の翌年の4月1日の属す る年度分の第36条の2第1項の規定によ る申告書(その提出期限後において町民 税の納税通知書が送達される時までに提 出されたもの及びその時までに提出され た第36条の3第1項の確定申告書を含 む。) にこの項の規定の適用を受けよう とする旨及び当該条約適用配当等に係る 所得の明細に関する事項の記載がある場 合(これらの申告書にこれらの記載がな いことについてやむを得ない理由がある と町長が認めるときを含む。)であって、 当該条約適用配当等に係る所得の金額の 計算の基礎となった条約適用配当等の額 について租税条約等の実施に伴う所得税 法、法人税法及び地方税法の特例等に関 する法律(昭和44年法律第46号。以下「租 税条約等実施特例法」という。)第3条 の2の2第1項の規定及び法第2章第1 節第5款の規定により配当割額を課され たとき、又は第33条第6項」と、同条第 3項中「法第37条の4」とあるのは「租 税条約等実施特例法第3条の2の2第9 項の規定により読み替えて適用される法 第37条の4」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第6条の規定 公布の日
- (2) 附則第5条第1項の改正規定及び次条第2項の規定 平成31年1月1日 (町民税に関する経過措置)
- 第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の町民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第2号に掲げる規定による改正後の三朝町税条例の規定中個人の町民税に関する 部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの 個人の町民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1 月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の 町民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税につ いては、なお従前の例による。
- 2 新条例第61条第8項及び附則第10条(地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。)による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、 平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に発生した 震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する 平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による 改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規 定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して 課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条 第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 (軽自動車税に関する経過措置)
- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税につ いては、なお従前の例による。
- 2 町長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額につ

いて不足額があることを三朝町税条例第83条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(三朝町税条例第87条及び第88条の規定を除く。)を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。 (三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 第5条 三朝町税条例等の一部を改正する条例(平成26年三朝町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附則	附則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道 路運送車両法第60条第1項後段の規定に よる車両番号の指定を受けた三輪以上の 軽自動車に対して課する軽自動車税に係 る新条例第82条及び新条例附則第16条の 規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

略		
新条例附則第16条	第2号ア	略
第1項の表 <u>第2号</u>		
<u>ア</u> の項	略	

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道 路運送車両法第60条第1項後段の規定に よる車両番号の指定を受けた三輪以上の 軽自動車に対して課する軽自動車税に係 る新条例第82条及び新条例附則第16条の 規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

略		
新条例附則第16条	第82条第2号	略
第1項の表 <u>第82条</u>	<u>ア</u>	
<u>第2号ア</u> の項	略	

(三朝町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 三朝町税条例等の一部を改正する条例(平成28年三朝町条例第16号)の一部を次

のように改正する。

第3条の規定を次のように改める。

第3条 三朝町税条例等の一部を改正する条例 (平成26年三朝町条例第15号) の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で 囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
附則	附則

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税<u>の種別割</u>に係る三朝町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2	3,900円	3,100円
号ア(イ)		
第82条第2	6,900円	5,500円
号ア(ウ)a	10,800円	7,200円
第82条第2	3,800円	3,000円
号ア(ウ)b	5,000円	4,000円
附則第16条	第82条	三朝町税条例等
第1項		の一部を改正す
		る条例(平成26年
		三朝町条例第15
		号。以下この条に
		おいて「平成26年
		改正条例」とい

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道 路運送車両法第60条第1項後段の規定に よる車両番号の指定を受けた三輪以上の 軽自動車に対して課する軽自動車税に係 る新条例第82条及び新条例附則第16条の 規定の適用については、次の表の左欄に 掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句と は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と

新条例第82	3,900円	3,100円
条第2号ア	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則	第82条	三朝町税条例等
第16条第1		の一部を改正す
項の表以外		る条例(平成26年
の部分		三朝町条例第15
		号。以下この条に
		おいて「平成26年
		改正条例」とい

	2 \ 1741日11年 c 夕
	う。)附則第6条
	の規定により読
	み替えて適用さ
	れる第82条
第2号ア	平成26年改正条
(1)	例附則第6条の
	規定により読み
	替えて適用され
	る第82条第2号
	ア(イ)
3,900円	3,100円
第2号ア	平成26年改正条
(ウ)a	例附則第6条の
	規定により読み
	替えて適用され
	る第82条第2号
	ア(ウ)a
6,900円	5,500円
10,800円	7,200円
第2号ア	平成26年改正条
(ウ)b	例附則第6条の
	規定により読み
	替えて適用され
	る第82条第2号
	ア(ウ)b
3,800円	3,000円
5,000円	4,000円
	(イ) 3,900円 第2号ア (ウ)a 6,900円 10,800円 第2号ア (ウ)b

		う。) 附則第6条 の規定により読 み替えて適用さ れる第82条
新条例附則 第16条第1 項の表第2 号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円